

4 駿河台校舎建築並びに校地変更の件申請

〔大正十五年三月〕

大正十五年三月十日

(注記2)

(注記1)  
中央大学学長事務取扱法學博士 馬場應治 団  
文部大臣 岡田良平殿 (注記3)

校舎建築認可申請ノ件

(注記4) 今般本大学用地東京市神田区駿河台南甲賀町六、七、八番地ニ  
於テ本大学校舎建築致度候ニ付御認可相成度別紙建築仕様書並  
ニ図面等相添此段申請候也

〔下 札〕

中央大学建築摘要書

一、敷地ノ地名番号	東京市神田区駿河台南甲賀町六番地
一、敷地面積	一千八百武拾六坪 (但換地指定面積)
一、校舎建築構造	鉄筋混擬土造 地階付三階建
一、建築様式	ゴチック近世式
一、建築面積	七百五拾坪武合

各階面積

		地階
		階階
	五六八九〇	
	七五〇二〇	
合計	塔	二階階
		三階階
		七三〇〇〇
		七三〇〇〇
二七九五〇〇	一五九〇	

(二)

内外構造仕上

外部鉄筋「コンクリート」造穀石塗仕上窓鉄  
障子「ワイヤグラス」箱込

内部壁及天井漆喰塗  
床板張及人造石塗

袖 基

床構造

## 一、教室天井高

## 二、便所構造

六

金角一寸三分以下

地階「コンクリート」叩き厚三寸五分及木造床板張一、二、三階鉄筋「コンクリート」造床板張付及人造石塗付トス

二

# 屋根軸基組礎

割栗地形  
鉄筋「コンクリート」造り  
桂及壁共鉄筋「コンクリート」造トス一部間  
仕切壁ハ木造ニシテ筋違入レ「ラス」張リト

中央大學校舍新築工事仕様書

中央大学校舎新築工事仕様書  
本館 鉄筋「コンクリート」造 地階共四階建 新築 壱棟  
此建坪 七二九坪 七五

延坪二七五二坪五〇

階  
四

地階 五四七々五〇

備 地形ノ高低ヲ利用シ自然流下ヲ以テ土管ニヨリ下水ニ排出ス

下水二排出ス

## 低〔蒸〕圧蒸気暖房装置トス

各階ニ於テ階段附近ニ消火栓ヲ設備ス  
(ママ)

大正十五年八月二十日

建築費金五拾五万円ハ別途資金ヨリ支出充当

## 一、暖房設備 一、電燈設備 一、消防設備 一、竣工期

7

屋階塔屋 一五九七五

ントタイル」張仕上

一、地階「ドライエリア」(鉄筋「コンクリート」造)

新築 延長約 八拾間

一、煙突 (同)

新築

壱ヶ所

但シ内経参沢高サ八拾間

仕様構造概要

(+) 軒 高 地盤面上ヨリ「バラペット」上端迄

〔校庭面ニテ四十一尺  
道路面ニテ四十七尺〕

(+) 講堂軒高、同上 「ドライエリア」床面ヨリ四十八尺五寸

(+) 最高棟高、地盤面上ヨリ塔屋構造 約五十一尺

(+) 壱階床高、外側在来地盤 (指定ノ位置) 面ヨリ約六尺

(+) 各階高 一般教室十二尺五寸、大講堂十六尺

(+) 基礎 栗石入胴突地形上ニ鉄筋「コンクリート」造「スラブ」及梁

(+) 建築軸体 配合一一一四 鉄筋「コンクリート」造

(+) 地階床 (一般) 鉄筋「コンクリート」版及梁間ニ川砂填

充栗石及「コンクリート」打人造石研出

同上 (剣道場) 床下ニ銅鐵製「スプリング」木鉄梁米松

板 (一吋) 二枚張仕上

同上 (柔道場) 同上ノ構造ニシテ米松 (一吋) 壱枚張置

敷込仕上其他指定ノ通り

(+) 仕上 (ママ) 各階廊下床 主トシテ人造石研出仕上広間一部「セメ

各階教室床 主トシテ檜板市松張机間学生通路 (中約一尺五寸) 人造名研出仕上

理事室、応接室 檜板網代形張、周囲中一尺通リ色石入人

造石研出仕上

(+) 屋根防水工

鉄筋「コンクリート、スラグ」上ニ純「アスフルソイド」液ニテ「アスファルトフェルト」「マルソイド」又ハ「ラバロイド」「ルーフィング」

張リ各二層上面ハ純「アスファルト」液流立テ豆砂利撒布付着セシム、但シ「バラペット」付キ防水部、「セメントタイル」ニテ防水押ヘラス

(+) 地階防水工、地階全部「アスファルト」液「アスファルト、

フェルト」及「マルソイド」張付ケ外防水トナス

(+) 間仕切壁、

鉄筋「コンクリート」造耐震防火壁以外ハ木造米松骨組「メタルラス」両面打「セメント、モルタル」塗リ

外壁面、人造洗出シ仕上ケ「ドライエリア」内側ハ「セメント、モルタル」塗麗引仕上僅少部白色及緑色人造洗出仕上ヲナス

(+) 仕上面壁

内壁面、天井白漆喰塗 (四回) 仕上周囲壁黄大津入漆喰塗仕上、大講堂、理事室、応接室、教授室、ハ

中心飾ヲ附ス

(廿) 内壁出隅、凡て床上七尺ノ高サマテ「トタン」板制隅金  
物入レニ仕上ク

(廿) 黒板、教室全部指定位置ニ黒板ヲ設ク、但シ色合ハ緑  
色トナスコトヲ得

(廿) 腰壁塗、各室共腰長押ヲ設ケ此線以下ハ浅黄色水性塗料  
ヲ塗布ス

(廿) 「ベンキ」塗、教室控室其他一般室ハ木鉄部内外共指定色  
「ベンキ」塗(三回)仕上

(廿) 「ワニス」塗、理事、教授、事務室、応接室、及大講堂等ノ  
木部ハ良質「ワニス」四編塗仕上

(廿) 階段、鉄筋「コンクリート」造リ人造研出仕上踏段用  
「アランダム」

(内) 便所、西原式淨化自働水洗式、仕切大造、堅形小便器、  
大便器「フラッシュ・ヴァルブ」床「タイル」張  
及人造石研出排水口及排氣孔付キ木部仕上理事、  
教授、事務所用ハ「ワニス」塗リ其他「ベンキ」  
塗仕上ケ

(廿) 窓、外部「スチールサッシュ」滑出式開口付(一部  
ハ換氣廻転窓付)舶来網入硝子箱込附属品一式  
付内部米松製正一分硝子入

(廿) 出入口唐戸、米松製「ベンキ」塗仕上、金物真鍮磨キ錠前  
「ヨール」

(廿) 換氣窓及孔、各階各室共廊下側ニ排氣窓ヲ設ケ間仕切内ニ排  
気孔(一尺角)ヲ設ク

(廿) 玄間入口扉、塩地材製表面「ブロンズ」板張肘壺及車付キ校  
庭側ハ鉄製畳込式扉

(廿) 防火扉、各階ヲ通ジ消火栓四ヶ所鐵骨内經三吋以上配  
管ホース付屬品共一式及給水栓ファウンテン  
各七個所共一式

(廿) 電燈工事、床内及指定梁ヘ「ガランチ」鐵管配置配線、  
照明器具正面燈真鍮台「ブロンズ」イブシ、理  
事室、教授室、事務室、大講堂半間接指定品其  
他普通照明器具明滅装置共一式

(廿) 雜工事、校章、校名真鍮台、「ブロンズ」イブシ周囲排  
水設備「ドライエリア」(校庭側)上「グレー  
チング」金物其他附帶工事共一式

(廿) 雜工事、工事種別ハ左ノ如シ  
一、仮設工事

二、基礎工事  
三、鉄筋「コンクリート」工事

四、鉄工事  
五、鋸工事

六、木工事  
七、建具工事  
八、左官工事

九、防水工事

十、塗飾工事

十一、硝子工事

十二、階段工事

十三、衛生工事及消火栓工事

十四、電燈工事

十五、排水及雜工事

以上

右工事ハ左記ノ仕様附屬図面並ニ工事進捗ト共ニ現場ニテ示ス  
詳細図ニ依リ施行スルモノニシテ大正十四年拾月契約ノ日ヨリ

三日間内ニ現場ニ出張シ工事ノ準備ニ着手シ基礎地形建築軸体  
工事「コンクリート」打仕舞支保材取扱及仕上造作工事等使用  
ニ差支ナキ様大正十五年七月三十一日迄ニ竣工スヘキモノト  
ス』<sup>(マ)</sup>本工事ノ工程ハ左記ノ期限ヲ附シ正確ニ実行スペシ

一、基礎地形鉄筋「コンクリート」工事完成

本年十一月末日限リ

二、二階床迄ノ型枠鉄筋加工及現場諸般準備工  
同 十一月廿日限リ

三、建築軸体鉄筋「コンクリート」工事(地盤面以上)

地階鉄筋「コンクリート」工事着手

本年十一月十日以前

一階鉄筋「コンクリート」工事着手

同 十二月一日

仮設工事

第三条 工事実施計画及工程表

請負者ハ工事契約後拾日以内ニ工事実施上必要ナル左

三階床 同 上 同 二月末日限り

屋根 同 上 同 三月廿五日限り

塔屋々根 同 上 同 三月廿一日限り

四、建築内外仕上工事

外部仕上塗工事 十五年五月末日限り

内部壁漆喰及「ベンキ」塗工事 同 六月末日限り

床面仕上工事造作工事一式 同 七月十五日

五、跡片付及室内外掃除 同 七月廿八日限り

本工事用支給材料左ノ如シ

一、「セメント」(白「セメント」ヲ除ク) 八千五百樽  
二、網入硝子(舶来) 弐千五百平方尺

總則  
通則

第一条 工事ニ着手ノ際ハ監督員ノ承認ヲ受クベシ又施工ニ必  
要ナル測量並ニ遺物等ハ請負人ノ負担トス

第二条 工事ノ竣工トハ指定工事ノ完成後仮設物ノ取扱並ニ跡  
片付ヲ終リ検査ノ上合格ト認メタル時トス

現場ニ於テ請負人ノ必要ト認ムル材料置場「セメン  
ト」倉庫及仮小屋等ハ指定ノ位置ニ取設ケ竣工ノ後取  
扱フモノトス

一階床「コンクリート」打仕舞 同 十二月十五日限り  
二階床 同 上 十五年一月十五日限り

記ノ事項ニ付キ計画図面及精密ナル工程図表ヲ提出シ  
監督員ノ承認ヲ受ケ其指示ニ従フモノトス

### 一、砂利及砂置場

### 二、「セメント」仮倉庫

### 三、水道及用水路

### 四、「ミクサー」「エレベーター」位置

### 五、足場ノ配置「コンクリート」施工順序及「コンクリートカート」運搬路足代配置図

### 六、型枠構造図

### 七、各職下小屋ノ位置及大サ

### 第四条 代人

請負人ハ自身毎日現場ニ出頭シ全般ノ指揮ヲ為スペシ  
万一差支アル場合ニハ工事実施ニ尤モ堪能ナル代理者  
ヲ現場ニ出務セシメ施工ノ順序方法ニ関スル万般ノ指  
揮從業者ノ配置及督励等一切ノ責任ヲ負ヒ連日毫モ遲  
滞ナク工事ノ進捗ヲ計リ其完全ニシテ迅速ナル竣工ヲ  
期スベキモノトス

### 第七条 足場及足代

建築工事ノ進行ニ伴ヒ適當ノ運般足代並ニ「コンクリー  
トカート」用足場ハ左記ノ如キ構造ニヨリ其施工進  
路ト共ニ考查ヲ並ヘ互ニ相境着セサル様取設クベキモ  
ノトス

「カート」搬路、型枠ト別ニシ厚サニ一時板巾五尺以上  
間隔五尺未満ニ三寸角柱ヲ以テ床面ヨリ一尺二寸以  
上高ク作リ二組以上必ズ準備スベシ

建築仕上用足場ハ之レヲ吊足場トナスベシ材  
料運搬ニ對シテハ可成棧橋ニヨルコトヲ避ケ簡  
易ナル捲揚機又ハ「エレベーター」トナスベシ

「コンクリート」用「ショート」ハ鉄製トシ其勾配ハ  
水平ト二十七度トナシ更ニ「ホッパー」ニテ受ケ「カ  
ート」ニテ運搬スベシ直接流込ノ方法ハ之ヲ嚴禁ス

各職下小屋及仮倉庫等ハ必要ニ応シ其大サヲ定メ取設  
ケ工事竣功ノ上ハ之ヲ取扱フモノトス其坪数及構造位  
置等ハ監督員ノ承認ヲ受クベキモノトス

「セメント」倉庫ニハ特ニ床及二重側羽目トシ防湿構  
造トスベシ

### 第六条 遺形

建物周囲ニ於テ各壁面線柱心線及高低等ヲ測定スル必  
要上遺形ヲ正確ニ打チ水盛ヲ施シ施工標点ヲ精密ニ決  
定スベシ

遺形ハ凡テ適當ノ防護ヲ施シ建築工事中之レ〔抹消〕ヲ  
正確ニ保存シ柱壁等ノ位置ハ勿論鉄筋等モ〔亦〕〔抹消〕  
亦此心線ニヨリ一々整正検査ヲナスモノトス

### 第八条 根伐

「コンクリート」用「ショート」ハ鉄製トシ其勾配ハ  
水平ト二十七度トナシ更ニ「ホッパー」ニテ受ケ「カ  
ート」ニテ運搬スベシ直接流込ノ方法ハ之ヲ嚴禁ス

深サハ凡テ検査ヲ經タル遺形ニヨリ図面所定ノ高サヲ

基線トシ根伐ヲ施スモノニシテ此基面ヨリ深サ図面通

リ伐リ取り必要ナル部分ニハ山留ヲナシ湧水アル時ハ

適當ノ位置ニ「ポンプ」ヲ据ヘ水替ヲナスベシ

### 第九条 残土

根伐ヨリ生シタル土ハ之ヲ建物外側（校庭及入口道路）ノ盛土ニ充用スルコトヲ得ベシト雖モ内部床下埋土ニ充ツベカラズ余土ハ敷地外ニ搬出処分スペシ根伐地形地階側壁出来ノ部分ヨリ順次ニ外部ニ於テ土埋戻シ厚サ一尺以内毎ニ指定寸法ノ木蝸ニテ一層毎ニ充分胴撞撃固メ打締メ埋土ヲナスベシ

### 第十条 床下埋土

第一階及地階床下埋土ハ根代<sup>(マ)</sup>ヨリ生シタル土ヲ使用スベカラズ必ズ真砂ヲ用ヒ水締メシテ充分空隙ヲ除去シ更ニ適當ニ搗キ固メ一々監督員其ノ検査ヲ經ベシ

### 第十一條 割栗石工

割栗石工ハ厚サ七寸小経ハ五寸以上硬質ノ良材トス目潰及一部地形用トシテ<sup>(マ)</sup>ヨリ古煉瓦ヲ約半量支給スヘキニヨリ真砂及目潰砂利ト共ニ充分空隙ナキ様小端立ニ並ベ四捨貫内外ノ真捧胴突ヲ施シ上端不陸ナキ様撞固ムベキモノトス

### 第十二條 均シ「コンクリート」

鉄筋「コンクリート」基礎下均シ「コンクリート」ハ

調合「セメント」一、洗砂三、砂利六（以上単ニ一）

### 第十三条 型枠工

型枠用木材ハ建築物ノ所要全面積ニ対シ少ナクトモ其二割五分ヲ加工準備シ且ツ前記ノ工程ヲ遂行スルニ充分ナラシムベシ

型枠木材ハ其新旧ニ材質ヲ問ハズト雖モ板類ハ正七分厚以上梁型ハ正九分以上ニシテ凡テ現場監督員ノ承認ヲ得タル上使用スルモノノトス

但シ床板ハ鉄板ヲ以テ代用スルコトヲ得

型枠構造方法及支保配置等ニ関シテハ着手前予メ監督員ノ承認ヲ受クベシ型枠用木材ハ内面及合端相欠キ完全ニ削リ立ヲ仕上ケ型枠ハ其配置並ニ受柱等ヲ完全ニシ支保材下ニハ敷板ヲナシ各部堅牢ニ緊結シ人夫材料其他用具類ノ持運ニ対シ毫モ移動変形等ヲ起スコトナキ構造トス

型枠各部縫手合口等ハ凡テ厳密ニ造リ「コンクリート」内水分ノ漏出スルコトナカラシメ又梁型等ハ釘打ヲ避ケ「クラシップ」ヲ使用シ堅固ニ組立テ両側板ハ「コンクリート」打立後約十日ノ後容易ニ取外シ得ル様考案スルヲ要ス

### 第十四条 型枠検査

「コンクリート」工事ニ着手スルニ先立チ型枠及仮構

シ上端ハ何レモ水平ニ鍛均スベキモノトス  
鉄筋「コンクリート」工事

支保等ハ凡テ精密ニ其高サ及通り等ヲ検査シ型枠ノ内面ハ平滑清浄ナラシメ些少タリトモ塵芥鉋屑及泥土類等ヲ止メズ「コンクリート」自体ノ重量ノ為メ些少ノ沈低ヲモ許スベカラズ

柱壁梁型枠底部ニハ一時的ノ少孔ヲ明ケ脚部ニ塵芥ノ有無ヲ検査シ且ツ掃除用水ヲ流出セシムルニ使セシム但シ「コンクリート」ヲ打立ツル際ニハ此等ノ孔ヲ閉塞スルモノトス

#### 第十五条 型枠掃除

「コンクリート」工ヲ施ス可キ直前ニ清水ヲ以テ型ノ内面ヲ湿润ナラシムヘシ此場合ニハ「ポンプ」及「ホース」ヲ使用スベシ其目的ハ型材ガ「コンクリート」内ノ水分ヲ奪フヲ防グト共ニ型ト「コンクリート」ノ粘着力ヲ減セシムル為メナリ又型枠ト「コンクリート」ノ粘着ヲ避クル為メ石鹼水ヲ塗布スルモ妨ゲナシ梁及「スラブ」型枠ニハ経間長ニ対シ約三百分ノ一ノ反リヲ附シ一々監督員ノ検査ヲ乞ヒ其許可ヲ受クベシ

#### 第十六条 鉄筋工法

鉄筋及鉄骨材料ハ凡テ「オプンハルス」法ニヨリ製出セル中軟鋼ニシテ尤モ使用アル製造所製品トス過炭素鋼及「ベッセメル」法ニヨリ製造セル鋼鐵ハ(抹消)〔ク〕之ヲ使用スベカラズ

鋼鐵材一平方吋ニ対スル彈界強度ハ三万三千封度以上最大抗張強度ハ六万封度以上伸張率ハ八寸ノ長サヲ以

テ一割以上ニシテ無瑕ノモノトス』(ママ)

長経間梁用主筋ハ長一本物トナスベシ從ツテ「デフォームドバー」トスルヲ要ス

鉄筋材ハ請負者搬入ノ材料中ヨリ監督員任意選出ニ係ル試験片ヲ指定工業試験所ニ送リ其試験成績ヲ検シ不格品ハ其一束全部ノ使用ヲ拒絶スルモノトス(但シ鉄筋直<sup>正</sup>五分以上ノモノハ凡テT・Kデフォームドバー若クハ特ニ承認ヲ得タル変形棒ヲ使用スルモノトス)

#### 加工法

鉄筋材ニハ油塵芥及「ペイント」等ヲ絶対ニ附着セシムヘカラズ又浮錆ハ使用前之ヲ剥落シ錆片等ヲ止ムヘカラズ鉄筋ノ曲ヶ方ハ實際大ノ作業用現寸図ヲ作り検査ヲ受ケ之ニ示ス如キ形状ニ鉄筋ヲ曲クルニハ凡テ棒直<sup>(ママ)</sup>ノ四倍以上トシ其面端ヲ除キ火熱ヲ加フヘカラス鉄筋材ノ終端部ハ大小ヲ問ハズ凡テ指揮ノ如ク細筋ハ九十度主筋ハ鈎状ニ曲クベシ

#### 第十七条 鉄筋組立

主鉄筋ト主鉄筋トノ交叉点ハ二十二番鉄線二条ツュラ以テ堅ク繫キ「スラブ」鉄筋ハ主要部ニ於テ交叉点一ヶ所置ニ千鳥ニ繫キ止メ且ツ「コンクリート」施行中鉄筋ノ位置ヲ移動セシムルコトナキ様予メ一時角ノ「コンクリート」塊ヲ作り指揮ニ従ヒ実場所ニ適當ノ方法ヲ講ズベシ

主要鉄筋「タイ」「スターラップ」其他鉄筋材ノ數大サ形状位置並ニ相互ノ間隔等ハ凡テ設計図ニ精密ニ一

致セシムヘシ如何ナルモノト雖モ鉄筋材ノ配置位置ト互ニ撞着セシムヘカラス

## 第二十条 軸鉄筋

ニ密接スル様組堅メ二十二番鋼線ニテ繫キ止ムヘシ

但シ「スター ラップ」等ノ如キ細筋ノ交叉部ヲ繫止ムル場合ハ二十二番線一条トナスコトヲ得

## 第十八条 鉄筋接ぎ方

鉄筋材ハ梁用ノモノニ対シテハ絶対ニ鍛接又ハ鎔接スヘカラス長キ梁鉄筋材ヲ得ルコト能ハサル場合ニハ特ニ指定「デフォームドバー」ヲ使用スベシ但シ丸棒ニシテ長尺物ヲ有スル場合ハ此限りニアラズ壁及「スラブ」筋ハ鎔接スルコトヲ得

此場合ニハ見本品ヲ提出シ抗張力試験並ニ抗曲力試験ヲ施サシム如何ナル場合タリトモ二個以上ノ鍛接点ヲ同一部分ニ配置スヘカラス鍛接ハ電気鎔接法ヲ採用スル場合ニ限り許可ス

鎔接法ヲ許可シ得サル場合ニハ各鉄筋端ヲ鈎状ニ曲ゲ両端ヲ重ね合セ其長サヲ<sup>(ママ)</sup>四十倍トシ二ヶ所以上繫結シ対照的位置ニ此ノ如キ添接キヲ有セサル配置ヲ工夫シ施工セシムルコトアルヘシ

## 第十九条 鉄筋材純間隔

鉄筋ハ凡テ型枠ノ内面ヨリ純間隔一寸以内ニ接近シテ配置スヘカラス梁等ノ主筋ハ型面ヨリ指示ノ位置ニ正確ニ位シ又鉄筋ト鉄筋トノ最少純間隔ハ図面ニ従ヒ正確ニ並ヘ如何ナル場合ヲ問ハスニ時以下トスヘカラス横鉄筋並ニ「スター ラップ<sup>(ママ)</sup>等カ軸鉄筋及主鉄筋ト完全

柱ノ長手ニ使用スヘキ軸鉄筋ハ必ず先ツ其上端ヲ適當ニ留メ位置ノ移動ヲ不可能ナラシメ建込ハ真直且ツ垂直ニシテ相互平行ナル様此等ヲ締結シ同時ニ型枠ノ各辺ト平行ナラシムヘシ又柱ノ軸鉄筋ハ一ヶ所ニ於テ半数以上ヲ接合セサルヲ原則トス

万已ムヲ得サル場合ニ其位置ハ床面ヨリ三尺以上ノ部分ニ於テシ其方法ハ図面ニ従フベシ

円柱用「スペイラル」筋ハ予メ之レヲ製作シ其両端ハ

軸筋ニ必ス鈎留シ且ツ完全ニ密着セシムベシ

軸筋「タイ」及「スター ラップ」ハ正形ニ曲ケ水平ノ位置ニ正シク結付ケ且ツ軸筋ト密接セシメ其不整及不馳梁ヲ許其鉄骨材ハ予メ図面通り錆締メノ上取り設ク

ペシ

## 第二十二条 梁主筋

梁及桁等ニ使用スベキ主鉄筋及桁ニ挿入スヘキ曲上筋ハ如何ナル場合ヲ問ハズ共ニ真直ナルヘキハ勿論相互並ニ型枠ノ両側枝ト正シク平行ニ位置スヘシ梁主筋ハ型底板ノ反リト平行セシム可ラズシテ必ス一直線ナラシムベシ

## 第二十三条 「コンクリート」用砂

「モルタル」及「コンクリート」用砂ハ銳稜ヲ有シ塙分粘土白堊石灰植物性其他ノ不純物ヲ含有スヘカラス

砂ノ大サハ直<sup>(ママ)</sup>壹分以下ノ荒目粒ヲ選用スベシ

### 第廿三条 「コンクリート」用砂利

「コンクリート」用碎石砂利及礫ハ硬質清浄ニシテ塩分ヲ絶対ニ含マズ其質堅硬ナルモノトス

「コンクリート」用碎石又ハ砂利ノ大サハ直<sup>(ママ)</sup>四分以上七分以下ナル堅硬石トス其使用ヶ所ニ応スル大サハ現場ニ於テ示ス処ニ從フヘシ但シ六分以上ノ砂利九十%以上ヲムルヲ要ス

### 第廿四条 用水

「モルタル」及「コンクリート」用水ハ水道清水ニシテ土氣其他ノ不純物ヲ一切含有セシムヘカラス塩分酸性「アルカリ」性物質ヲ含有スル水ハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

### 第廿五条 「コンクリート」の調合

「コンクリート」ハ其使用ヶ所ニ応シ容積ニ於テ左ノ如ク調合製造スヘシ

工事種類	セメント	砂	砂利	摘要
鉄筋コンクリート一般	一、〇	一、〇	三、〇	但家根用「コンクリート」ニハ防水用トシテ石灰ヲ混和スヘシ其分量ハ「セメント」容積ノ百分ノ六トス
一階床コンクリート	一、〇	三、〇	六、〇	
四、〇				

### 第廿七条 仕上法

建築ノ軀体工ハ凡テ何等特別ノ仕上法ノ施サザル旨意ヲ原則トシ「コンクリート」工ヲ施スベシ故ニ型枠上ニ充分ノ注意ヲ払ヒ亦「コンクリート」ハ余リ乾練軟練ニ失スヘカラス從<sup>ツ</sup>テ其表面ハ多孔質海綿状タルヲ許サズ但シ建物外面内面共ニ此ノ如キ欠点ヲ生シタル場合ニハ之ヲ切取り修理スルカ或ハ程度ノ輕キモノハ斑ナキ様一「ペネル」全面「セメントモルタル」(調合セメント一、)ヲ以テ塗布セシムヘシ「モルタル」ヲ塗布スル場合ニハ型枠ヲ取り外シタル後一日以内ニ速

スルモノトス

#### 第十八条 「コンクリート」施工法

「コンクリート」ハ層々相疊着シ一体トナリ且ツ鉄筋ノ周囲及間隔ヲ撞キ固メ氣泡ヲ排出シ型枠内ノ各部ヲ充满セシムベシ

鉄筋相互間及鉄筋ト型枠トノ間ニハ細棒ヲ入レ充分ニ打突キ性質一樣ノ「コンクリート」ヲ製作スヘシ  
「コンクリート」ハ使用ヶ所ニ近キ現場ニ於テ練合セ運搬中成分ノ分離ヲ生スルコトナク又之ヲ生スル懸念

アル場合ニハ使用前再ヒ練返スコトヲ得ル様設備スルヲ要ス如何ナル場合ヲ問ハズ練立後一時間以上ヲ経過シタル「コンクリート」ハ工事用ニ使用スベカラズ

#### 第十九条 養生

鉄筋「コンクリートスラブ」打立後ハ新薺ノ類ヲ以テ覆ヒ撒水シ日光ノ直射寒氣ニ露出並ニ水分ノ飛散ヲ避クヘシ而シテ爾後三日間ハ朝夕二回撒水シ養生スヘシ古薺類ハ一切使用スベカラス

#### 第三十条 柱及壁ノ施工高

柱及壁体「コンクリート」ハ一回ノ施工高サ約九尺以内トシ凡ソ四時間ヲ経タル後更ニ四尺以内ノ「コンクリート」ヲ施行スルコトヲ得成ル可ク打継ヶ所ヲ少ナカラシメ連日「コンクリート」工ヲ施シ指定期間内ニ完成セシムヘシ

#### 第廿一条 床及屋根「スラブ」工

「スラブコンクリート」ハ一日一回ニ指定区域全部ヲ打立ツベシ屋根「スラブ」ハ一回ニ全一回ノ「コンクリート」工ヲ施スモノニシテ施工能力ハ之ヲ基準トナスベシ

連續梁「スラブ」或ハ類似ノ構造部ニ於テ一時ニ全部ヲ施工シ難キ場合ニハ其工事ヲ経間ノ中心ニ止メ決シテ支端上ニ及バシムヘカラス施工区域及日程等ハ監督員ノ指示ニ従ヒ嚴格ニ実行スベシ

#### 第廿二条 打継

既ニ凝固シタル「コンクリート」面ノ上（柱及壁類）或ハ之ヲ接続シテ新ニ「コンクリート」エヲ施ス場合ニハ既設「コンクリート」面ヲ検査シ「セメント」残滓タル「レータンス」ヲ止メザル為メ接続面ハ厚サ八分通リ必ス翌日削リ取り全部搔荒シ之ヲ粗面ナラシメ且不純物ハ一切之ヲ取去リタル後施工シ突キ堅メニシテハ特ニ注意ヲ加フヘシ柱及梁等ニアリテハ工事打止ケノ都合ニ応シ接手補助筋直<sup>ママ</sup>至三分乃至六分棒ヲ「コンクリート」断面ニ対シ千分ノ八ニ相当スル様鉄条ヲ挿入スルモノトス

但シ床及梁ニ対シテハ主筋ト合計ニテ百分ノ一以上トス

#### 第廿三条 期間

型枠取外シノ期間ハ其個所ニ応シ現場ニ於テ指示スヘシト雖モ大体左ノ標準ニ従フモノトス

基礎「コンクリート」及壁型枠（晴天）三昼夜以上  
 （荷重キ）  
 場合

柱類同上七日以上

スラブ類同上二十一日間以上

梁類同上二十八日間以上

但シ梁型ノ両側ハ約十日間ヲ経過セハ取外スコトヲ得

鉄工事

第廿四条 鉄扉防火扉等ニ使用スル鋼鉄材ハ尤モ信用アル製造

所製品ニシテ試験ニ合格セル材料トス

製作ニ際シテハ正確ナル原寸図ニ依ルヘシ原寸図ハ監督員ノ検査ヲ受クベシ鉢位置及孔ハ凡テ一直線ニ配置シ鉢孔ハ三十二分ノ一时以上ノ余裕ヲ有スヘカラス

現場ニテ組立テ仮締メノ上差支ナキ様検査ヲ了リタル上鉢締ヲ為シ現場ニ搬入スベシ

第廿五条 鉄材ハ外面及合七目共全部光明丹ヲ塗布シ外部見ツ

掛リハ指定色「ペンキ」三回塗仕上トス

鉄扉ハ骨組「アングル」三吋（二分厚）斜材入レ鉄板

ハ厚サ一「ミリ」鉢直徑八三分間隔五吋以内蝶番四個宛ニテ鉄鉢（二吋半、アングル厚サ一分）ニ堅固ニ釣リ付ケ締合セ鉄板ニ付ケ隙目ナキ様施工スペシ

門材ハ中央上下二ヶ所ニ取設ケ突上突下共鉄材ニテ付属セシムヘキモノトス

第廿六条 玄関裏置込扉（フォールディングゲート）ハ両方ヘ引

分ケ式ニシテ上部ニ釣「アングル」（三吋巾三分厚）

ヲ取付ケ下部ニ上形「レール」ヲ設ケ開閉具合ヨリ仕付クベシ

縦材ハ巾一吋厚サ四分ノ一吋表裏一枚又鉄材ハ上下ニ細カタ約一尺間ニ上部三個所中央二ヶ所下部三ヶ所ヲ設クベシ

締リ金具其他一式付附属品共取り設クベシ

上下「レール」ノ取付用「ボルト」（径四分）ハ約一尺間ニ取設クベキモノトス

第廿七条 「スチールサッシュ」ハ特ニ製造所ヲ指定セサル

製作前構造及開閉方法等監督員ノ承認ヲ経ベキモノトス硝子ハ凡テ舶來綱入ナルヲ以テ鉢ノ深サハ之レヲ標準トシ各交叉及取付部ハ单ニ粋差込トスルニ止マラズ要部ハ凡テ鉢締又ハ鎔接トシ周囲ニハ「アングル」及窓台水切薄板ヲ附シ周囲鉢ニハ起頭式足ヲ各辺ニ二ヶ所宛取設クベシ

廻転窓ニハ任意ノ位置ニ開閉シ得ル様装置シ滑出式窓ハ開閉及両仕舞尤モ具合ヨキ構造トス

「ハンドル」締リ金物共附属品ハ全部真鍼「イブシ」品トス

第廿八条 間仕切取付用埋込「ボルト」ハ全四分附附属品共凡

テ指定品ニシテ指揮ノ方法ニヨリ埋メ込ムベシ

第廿九条 建具用金物ハ堅牢ニシテ体裁ヨキモノニシテ真鍼製

本磨キトス前以テ見本品ヲ提出ノ上法定スルモノトス

第四十条 「ドライ、エリア」上「グレーチング」ハ周囲鉢成一寸五分

「ス一ユ」夷鉄巾八分厚一分五厘間隔約壹吋半橫通棒  
ハ丸鉄棒(直<sup>マ</sup>四分)三通差通シ巾三尺以内每ニ一組  
トシテ取外シ得ルモノニシテ詳細ハ現場指定ノ原寸図  
ニヨルモノトス

第四十一条 正面校章ハ銅板打出シ尤モ入念ニ製作シ仕上「ブ

ロ<sup>(マ)</sup>ンズ」色「ボ<sup>(マ)</sup>ルト」四本以上ニテ取付ケノコト色

「ボ<sup>(マ)</sup>ルト」四本以上ニテ取付ケノコト

第四十二条 煙突昇降用鉄梯子ハ両側材巾足掛六分丸棒ヲ一尺

間ニ左右丸差込ミ栓一本込メトシ上部ニハ針長五尺以

上金器付キ誘導銅線等警視庁規定ニ合格スベキモノト

ス

第四十三条 大階段上明り取り天窓屋根小屋組ハ鉄骨造リニシ

テニ重屋根上面網入硝子ヲ直接支持スヘキ構造トス

天井ハ「ステインド」硝子鉄骨ヨリ体裁ヨク釣リ下グ

ベキ構造ヲ採用スルモノトス

各階柱出隅角面ニハ隅全於（亜鉛引鉄板廿八番製心針

金入）ヲ高サ七尺マテ取付ケ木煉瓦釘付トスベシ

鋸工事

第四十四条 陸屋根、雨落口ハ特ニ入念ニ鉛管及同板ヲ敷込シ

鮫鱗鉢形共原寸図ニ依リ製作シ豎樋円形亜鉛鍍鉄板廿

四番六尺間以内ニ輪形攔金物（亜鉛鍍）取付クベシ

第四十五条 排氣塔ハ銅板（二百目板）製各教室排氣孔ノ數ニ

相当スル数ヲ取設クベキモノニシテ雨仕舞尤モ入念ニ

施行スベシ

第四十六条 便所共他衛生工事用排氣、空氣管等凡テ銅板製ト  
シ取設クベキモノトス

第四十七条 大階段天窓雨仕舞ハ凡テ銅板ヲ使用スヘキモノト  
シテ水桶水返シ共遺漏ナク仕付クベシ

木工事

第四十八条 間仕切柱土台々輪中差共米松四吋角六尺間以内ニ  
建合セ間柱同二〇割一尺五寸間以内ニ建テ防腐剤塗ノ

上兩面「エキスパンデットメタル」張「セメントモル

タル」下付ノ白漆喰塗仕上トス

第四十九条 寸法ノ合格セルモノハ型枠用古抹消〔杭〕〔材〕ヲ以テ  
柱間柱土台等ニ両用スルフトヲ得便所仕切米松材仕上

三寸角線面取り面留ニ仕合セ埋込「ボ<sup>(マ)</sup>ルト」ニテ取

付「ベンキ」塗仕上トス但シ便所土台下六寸ハ煉瓦積  
人造研出トス

第五十条 宿直室床ハ畳下地ニ付大曳米松三寸二分角根太松二  
寸角置渡シ床板張ノコト但シ床高ハ一尺二寸トス

第五十一条 押入中段付巾木打廻シ床板張立

第五十二条 浴室脱衣所間仕切前記同断トシ同衣服棚一尺五寸  
角左右四拾柾米松材製仕切ヲ為シ各扉及鏡前付造り付  
ケノ事

第五十三条 受付台甲板檪材吸付材付同状持送リヲ附シ其他米

松材組合セ「ベンキ」塗下地トス甲板ハ「ワニス」塗  
ノ事受付小窓三ヶ所共真鍮製イブシ「ウキゲット」及

硝子障子ヲ箱込ムベシ



第六十八条 道場廊下反対側ニハ羽目代用衣柵ヲ設ケ引違ヒ戸

(見込一寸一ヲ建込ミ凡テ「ベンキ」塗仕上トス) (ママ)

剣道場窓障子保護トシテ木製金網張障子ヲ歎込ムベシ

第六十九条 宿直及小使室障子及襖類ハ普通品ニシテ現場指定ノ大サニ作リ建込ムモノトス

第七十条 食量及売店「カウンター」「料理出入口」計算台、

「ウキウケット」等細部構造及造作等ハ凡テ米松材「ベンキ」塗仕上現場監督員ノ指示スル処ニ従ヒ施(行)工スルモノトス

第七十一条 大講堂演段<sup>(ママ)</sup>ハ前面塩地材根太米松材床板米松粧材(厚六台以上)ヲ用ヒ現寸図ニ拠リ施行スヘシ演段前面ハ「ワニス」三四塗仕上トス

演段後口ニハ両枠材(米松)及長押ヲ隅面止メニ作り掛岡ノ用ニ供シ「ベンキ」塗仕上トス講堂周囲壁ニハ指定ノ高サニ「ピクナセール」(米松材)ヲ取付ケ木煉瓦ニ堅牢ニ打付ケ真輪製稻妻釘ヲ約四尺五寸間ニ打付ケ木部ベンキ塗リ仕上トスベシ

第七十二条 便所扉ニハ下部ニ二重縦鎧(高サ六寸内外)ヲ付シ上部ニハ「モロワコ」硝子ヲ箱メ込ミ付属金物及使用現示標共取付クベシ

大便所間仕切上部ハ臭氣抜ガラリ窓ヲ附シ内外「ベンキ」塗仕上トスベシ

左官工事ノ部

第七十三条 建物外面ノ仕上塗工事ハ左ノ如シ

(イ)正面、側面、背面、校庭側見ヘ掛リ全部

人造石洗出仕上 (ママ) 「セメントモータル」塗仕上

(ア)「ドライエリア」内側面全部軒パラペット内側面「セメントモータル」塗仕上 同上

第七十四条 人造石洗出仕上用「セメントモルタル」ハ普通「セメント」一、〇白「セメント」〇、一川砂三、〇ノ配合ニナシ練返シ更ニ花崗石粉及白色大理石粉等分混合ノモノ五、〇ノ割合ニ混シ製作シ下附「モルタル」

共約七分厚ニ塗リ立テ適當ノ時間経過シタル上、清水ニテ洗ヒ出シ各部塗付ナキ様仕上グベシ指定ノ位置ニ於テ建物ノ同一高サニ於テ目筋付ケ施サシムルコトアルベシ

第七十五条 「セメントモルタル」塗仕上ハ「セメント」一、川砂三ノ割合ニヨリ充分混合練リ合セタルモノトス何レモ高低凹凸等ナキ様特ニ注意ヲ加ヘ地村鍛村ナキ様入念ニ鍛塗仕上ヲナスベシ

第七十六条 正面側面等ニ使用スヘキ人造石型物ハ原寸図ニヨリ製作セルモノヲ現場ニ張付クルモノトス此ノ場合ニ於テ壁地ニハ予メ十番鉄線ヲ出シ置キ之レニ付着取付クベシ

第七十七条 内部壁ハ黄大津入淡黄色漆喰塗天井ハ白漆喰塗何レモ下附ヨリ仕上迄四回一回毎ニ充分乾燥セシメ隅々

定規当ヲ不陸ナキ様鍛仕上トス担シ「プラススター」ヲ  
使用スル件ハ三回塗仕上トナスコトヲ得此ノ場合ニハ

別ニ其調合ヲ定ム

第七十八条 木製間仕切下附「セメントモルタル」(調合一、三)

塗ノ上前同断仕上ノ事

第七十九条 白漆喰壁材料調合次ノ如シ

(黄大津量ハ現場ニテ指定ス)

材料	粉石灰	蛎灰	川砂	角筋丈	上筋
下附	七斗	三斗			
村直	五斗	二斗	三斗五升	一貫匁	一貫匁
中塗	五斗	三斗	二斗五升	一貫五百匁	一貫五百匁
上塗	二斗五升	石膏斗	五百匁	一貫四百匁	一貫五百匁
				上浜筋	上浜筋
				五百匁	五百匁

第八十条 漆喰塗面ハ凹凸ナキ様特ニ注意ヲ如ヘ施工スヘキモノニシテ二間長定規ヲ以テ検査シ一分以上ノ塗村ヲ生

セサル様出来セシムヘキモノトス

第八十一条 床仕上ハ図面ニ記載セル処ニ從フベシ

第八十二条 床「セメントモルタル」塗ハ「コンクリート」打  
ト同時ニ「セメントモルタル」調合一、三、六厚五分  
程度ニ塗付定規褶ヲ為シ水勾配付ケ表面ニハ「セメン

ト」粉末ヲ撒布シ金鑄ニテ入念ニ塗仕上ノ事

第八十三条 床「セメントタイル」ハ広間及便所ニ用ヒ材料ハ  
特ニ指定シタル製品ニシテ大サハ五寸角若クハ之寸五

分角茶褐色又ハ小豆色大理石片入シ厚サ五分以上研キ

出シ光沢ヲ有スル材料ニシテ目地一分五厘以内ニ仕上  
ケ平均ニ「モルタル」張リトナスヘシ

第八十四条 各階ノ廊下同巾木階段全部階段便所浴室巾木床等  
ハ人造石研出シ仕上ニシテ予メ見本品製作決定ノ上不

陸ナキ様入念ニ研出ス事

第八十五条 浴室全部ハ「ベンキ」塗ニ付「セメントモルタ  
ル」塗トナシ不陸ナキ様仕上ルモノトス

第八十六条 陸屋根「バラペット」付防水押ヘハ「セメントタ  
イル」敷仕上ゲトナスベシ  
理事室、事務室、広間及大講堂中心飾及梁端側面彫刻  
型物等ハ凡テ右膏ヲ使用スルモノニシテ原寸図ニヨリ  
製作シ堅固ニ取付クベキモノトス

### 防水工事

第八十七条 陸屋根「ペントハウス」屋根及地下室外側防水工  
事ハ「コンクリート」上端不陸直シノ上「アスファル  
トフェルト」二号品「アスファルト」ヲ以テ張付ケ其  
上ヘ「アスファルト」液ヲ塗布シ「ラバロイド」又ハ  
「マルソイドルーフィング」一号品及二号品ヲ一回ニ  
張付更ニ純「アスファルト」液ヲ塗布シ適當ニ熱シタ  
ル豆砂利ヲ撒布シテ全面ニ村無ク附着セシムヘシ  
第八十八条 陸屋根「バラペット」付ノケ所ハ防水工事前同断  
押ヘトシテ「セメント」板(大サ五寸角厚サ五分)圧  
搾器ニテ工作シ一分目地ニ敷込ミ張リ付ケノ事

### 塗師工事

第八十九条 鉄部ハ下地光明丹塗ノ上(日本ペイント会社)製

A印又ハ之ト同品ナリト係員ノ認メタル優良ナル白

「ベンキ」及「ボイル」油ヲ用ヒ色合ハ予メ見本ヲ指

定シテ承認ヲ受ケ三四塗仕上トス

第九十条 木部「ベンキ」塗ニ際シテハ節止ヲナシ間隙々ヲ填

充ノ上木荒ヲ生ゼサル間ニ下塗ヲ為シ材料布漉シ(上

塗ノ分ハ紙漉シ) 壱回毎ニ「サンドペーパー」摺リ刷

毛村ナキ様三回塗仕上前同断

第九十一条 階段手摺米松状以外ノ入口扉受付台等塩地楓及桧

状ノ個所ハ「ワニス」塗ニ付敷島「ワニス」三回塗仕

木部目留ヲナシ一回毎ニ塗面ヲ「サンドペーパー」及

木賊ニテ磨キ上ケ刷毛村ナキ様町寧ニ施工スルモノト

ス

第九十二条 便所浴室腰「セメントモルタル」塗ノ上ヘ白色ベ  
ンキ二回塗トナス

第九十三条 各階各室共腰長押以下砂漆喰壁面ハ二回空色水性

ベンキ(舶来品)塗ニ付壁ノ乾燥ヲ進入入念塗仕上グ

(ママ)(ママ)  
可キモノトス

第九十四条 地下室及講堂腰羽目ハ「ベンキ」三回塗仕上トス  
講堂ノ台ハ特ニ紙コシベンキ入念ニ仕上グ可キモノト

ス

硝子工事

第九十五条 外側ニ面スル鉄窓全部ハ支給品及舶來「ワイヤー

ドグラス」厚サ二分ヲ使用シ鉄釘及「バチ」止メ入念

ニ箱込ム可シ網目ハ成可一室毎ニ揃ヘ横従トス可カラ

ズ窓下段中央ノ一枚ハ舶來透明網入硝子上等品トス

第九十六条 大階段上硝子屋根前同断「ワイヤードグラス」ヲ

(ママ) 嵌メ込ミ雨仕舞完全ニナス可シ

第九十七条 応接室仕切窓便所仕切ニハ結晶硝子(ママ)嵌込前同断ト

第九十八条 各室廊下側窓ノ分ハ「マシングラス」正一分二等

品使用下部ニ抜通リ艶消トナスモノトス

ス

階段工事ノ部

第九十九条 階段ハ凡テ鉄筋「コンクリート」造トス小階段二

個所踏板及蹴込板ハ両者連続セル「形ニ造リ鉄筋入厚

約一寸六分表面人造石研出踏面角巾一寸通リ「アラン  
ダム」厚四分トシ右予メ製作セルモノヲ現場ニ持運ビ

「モルタル」据ニテ堅固ニ仕付ケ両側布木及オドリ場  
ハ場所人造石研出仕上トスモノトス

第一百条 大階段踏板及蹴込共巾ニ於テ目筋ヲ付ス可カラス從テ

場所打人造石研出仕上トナシ前記ニ倣ヒ角面共巾二寸  
通リ「アランダム」厚サ五分以上ヲ施ス可シ階段用人

造石研出ニ使用ス可キ石材ハ小豆色又ハ淡褐色大理石  
二分乃至三分粒ニシテ研出シタル后大理石ハ六割五分  
ヲ下ル可カラズ

第一百一条 親柱其他細部ニ付キテハ現寸図ニ依ルモノトス

衛生工事「ファウンテン」及消火栓

第一百二条 小便所ハ総テ自働水洗式大便所ハ洋風「フラッシュ

「ヴァルブ」式トス便器手洗及洗面器共白色陶器ニシテ  
大便器ハ「インヒノタル」形小便器ハ堅形陶器色ハ白  
又ハ葡萄手洗、洗面等ハ白色内地産指定品トス

陶器ハ東洋陶器会社製品、衛生工事用金物ハ「キンシ  
ン」製作所製品タルベシ

第一百三條 水道其他ハ鉛管ニシテ其大小位置取付等監督員ノ指  
揮ニ従ヒ施工スルモノニシテ「トラップ」床排水管口  
金物等ヲ附属セシメ見上<sup>(ママ)</sup>リ使用ノ金物ハ凡テ真鍮台  
ニツケル鍍トナス可シ「コック」及「ヴァルブ」等前  
記同断ニシテ水道局ノ検査ヲ受ケタル合格品トス

第一百四條 「ハイドラント」ハ地階一ヶ所一、二、三、階共二  
ヶ所宛合計七個所ヲ設備スルモノニシテ給水管鉄管  
「ホース」等一切ヲ含ミ配置詳細品ヲ提出シ協議ノ上  
決定シ指定ノ位置ニ仕付ク可シ

第一百五條 水道「ファウンテン」ハ地階一ヶ所一、二、三階共  
各武ヶ所宛合計七個所ヲ設クルモノニシテ「ファンテ  
ンスタンド」ハ上等指定舶来品ヲ使用 管鉛管其他一  
切ヲ附属スルモノトス

第一百六條 汚水淨化装置ハ西原式ニ依ルモノニシテ別紙淨化

槽及酸化槽共鉄筋コンクリート造内外「セメントモル  
タル」塗其他細部ノ設備ニ付キテハ現場指定ノ方法ニ  
依リ取り付ケ淨水淨化ヲ完全ナラシム可キモノトス

電燈工事ノ部

第一百七條 配線管ハ隠式「ガランチーチューブ」ヲ「コンクリ

ート」繫梁及「スラブ」内ニ埋メ込ムモノニシテ各交  
又及角度及燈位置毎ニ真鍮製「ジョイントボックス」  
ヲ使用スルモノトス

第一百八條 銅線及「チューブ」直<sup>(ママ)</sup>聖<sup>(ママ)</sup>ハ配管面ヲ出ノ上決定ス

ルモ凡テ請負者ニ於テ絶対ノ責任ヲ負ヒ完成後二ヶ年  
間ニ生スル配管配線上ノ故障ニ対シ修理ノ義務アルモ  
ノトス従テ配管ニ際シテハ管ノ中間ニ温氣又ハ水氣ノ  
停帶スル事ナキ様水平様<sup>(ママ)</sup>若クハ中高ニ配置シ凡テ細密  
ノ注意ヲ以テ施工スヘシ若クハ中高ニ配置シ凡テ細密  
ノ注意ヲ以テ施工スヘシ

第一百九條 線ノ引込ミ、立上リ、「スキッヂ」位置、点滅器位

置等ハ凡テ監督員ト協議ノ上決定スヘキモ使用器具類  
ハ何レモ市場ニ求メ得ベキモノ、中優良品ヲ使用スベ  
シ左記各室ニハ卓燈又ハ扇風器用プラック配線ヲ施ス  
ベシ

理事室 二、 応接室 一、 事務室 三、

教授室 三、 食堂 六、 売店 一、

実驗室 三、

第一百十条 電燈器具ハ左ノ通り見本品ニヨリ撰取付クヘシ

一般教室其他 普通「コードペンドント」

廊下一般 パイプペンドント<sup>(ママ)</sup> (一ヶ位)

大講堂 照明器<sup>(ママ)</sup> 直<sup>(ママ)</sup>聖<sup>(ママ)</sup> 一尺八寸半間接(五ヶ位)

理事室、応接室 直<sup>(ママ)</sup>聖<sup>(ママ)</sup> 一尺三寸 同上(三十円位)

教室、事務室 直<sup>(ママ)</sup>聖<sup>(ママ)</sup> 一尺二寸 同上(二十円位)

食 堂 「フランク・トランプ」 (大形) (十五円位)

廊下及道場地下室

シーリングライト(大型) (十円位)

浴室、脱衣室

防湿パイプペンダント

排水及雑工事之部

第一百十一条 建物及敷地排水ハ溜柵及土管ヲ使用スルモノニシテ外側堅樋ヨリノ雨水ハ直接道路下水ニ排出シ内側堅樋及校庭排水ハ鉄筋「コンクリート」造溜柵及薬引土管(若クハ鉄筋「コンクリート」管)ニヨリ側溝ニ排出スルモノトス

溜柵ノ大サハ左ノ三種ニシテ何レモ鉄筋コンクリート造配合  
大サ(内<sub>ママ</sub>聖) 深サ 壁厚 衣厚  
一尺五寸丸 二尺 及七寸 三寸 四寸  
二尺 丸 二尺 及七寸 五寸 五寸  
三尺 丸 七尺 五寸 七寸

一、一一、一四、衣付鉄筋ハ三分<sub>ママ</sub>聖九棒縦横六寸間ニ外側ヨリ二寸ノ位置ニ配置シ内面「セメントモルタル」塗仕上トス

蓋ハ鉄製格子形格子(成一寸巾七分)ヲ間隔約二寸間(心々)ニ周囲ハ一寸角トナスモノトス  
三尺角鉄蓋ニ対シテハ中央ニ中骨(巾一寸厚一分)二十字ニ通シ周囲縁モ同寸トナスヘシ

第一百十二条 石工事

一、正面玄関回り及ビ彫刻ハ人造石「ブロック」小叩

キ仕上指定ノ大サニ製作シ予メ「コンクリート」ヨリ引金物ヲ出シ指示ノ通り引キ付ケ積立ツベシ彫刻及色合ハ模型見本品ヲ作り係員ノ承認ヲ受クルコト  
一、玄関内部ハ高サ六尺通り「クンストスタイン」張付ケトシ予メ模型見本品提出ノ上彫刻、縹型、製作シ入念張付仕上ノコト

但シ玄関廻リ内外共根石、段石、敷石ハ花崗石トス  
玄関敷石共他花崗石ヲ用ヒ一尺角厚サ三寸小叩キ面ニ仕上ケ少シク前後ニ勾配形ニ平ラニ据付ケベシ

第一百十三条 「ドライエリア」ハ鉄筋「コンクリート」造内面「セメントモルタル」塗刷毛仕上上部ニ鉄製「クレー」チング」床ヲ設ケ終端ニハ排水孔及金物共仕付ケ排水具合ヨリ仕上タベシ

第一百十四条 鉄筋「コンクリート」煙突ハ内<sub>ママ</sub>聖三尺高サ地上八  
十尺トス内面ニハ地上二十五尺マテ耐火煉瓦半枚ニテ保護シ外面「セメントモルタル」塗町寧ニ仕上げ上部適當ノ飾リヲ付シ最上部ニ避雷針ヲ取設クベシ

屋上ヨリ鉄製「タラップ」ヲ指定ノ通り取付クヘキモノトス

第一百十五条 右各項外ノ細部工事仕様ニ関シテハ現場掛員及監督員ノ指揮ニ従フモノトス

以 上

大正十五年三月十日

中央大学学長事務取扱法学博士 馬場應治 団

登記簿抄本

文部大臣 岡田良平殿

登記第參〇号

校地增加認可申請ノ件

本大学校舎敷地トシテ東京市神田区駿河台南甲賀町六、七、

(抹消)〔加筆〕〔加筆〕〔八〕〔八ノ一〕番地所在地壱千九百六拾七坪參勺ヲ增加致

度候ニ付御認可被成下度土地登記謄本相添此段申請候也

登記簿抄本

登記第弐九号

物件ノ表示

東京市神田区駿河台南甲賀町六番地

一宅地 五百四拾壹六合武勾

所有者ノ表示

東京市神田区錦町武丁目武番地

(公印) 中央大学此抄本ハ登記簿ニ依リ之ヲ作り茲ニ登記簿ト相違ナキコトヲ認  
証ス

大正拾五年四月弐拾弐日

此抄本ハ登記簿ニ依リ之ヲ作り茲ニ登記簿ト相違ナキコトヲ認  
証ス(公印) 中央大学

大正拾五年四月弐拾弐日

東京区裁判所二長町出張所

(公印) 裁判所書記

吉川貞喜 团

登記簿抄本

登記第參壹号

物件ノ表示

東京市神田区駿河台南甲賀町八番地壱号

一宅地 八百六拾八坪壹合九勺

所有者ノ表示

東京市神田区錦町武丁目武番地

(公印) 裁判所書記

東京区裁判所二長町出張所

吉川貞喜 团

大正拾五年四月弐拾弐日

(公印) 中央大学

此抄本ハ登記簿ニ依リ之ヲ作り茲ニ登記簿ト相違ナキコトヲ認  
証ス

大正拾五年四月貳拾貳日

東京区裁判所一長町出張所

裁判所書記

吉川貞喜 印

〔以下図面省略〕

(決記一)

「文部省／大正<sup>15</sup>・3・18／東專<sup>97</sup>号」「東京府／大正<sup>15</sup>・3・12／

收受」

(注記2)

「建石岐様」

(決記3)

「大正十五年三月十七日／寅学」「九九九号／東京府経由」

(決記4)

「1」(簿冊内件名番号)

(下札)

「種別　を三／聯繫　／登録追加　／件名　東京府経由、中央大学  
校舎建築並校地変更認可／番号　東專九七／結了年月日　大正五  
五・一／保存年限　ムキ／枚数　一括」

〔大正<sup>15</sup>年5月 文部省(47) 中央大学 第<sup>1</sup>1245〕